



埼玉県報

第 2 4 4 8 号
平成 2 4 年 1 2 月 7 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則\(県営競技事務所\)](#)
- [自転車競走競技規則の一部を改正する規則\(県営競技事務所\)](#)
- [都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則\(建築安全課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [競輪用音声サービス装置及び審判業務システムの購入に関する契約の相手方等の公示\(県営競技事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [熊谷都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [県営土地改良事業小島地区\(畑地帯総合整備事業\)の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [電線共同溝を整備すべき道路の指定\(道路環境課\)](#)
- [草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人の公告\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準\(建築安全課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [WTOに基づく一般競争入札の不調の公告\(経営管理課\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第1599号中訂正\(社会福祉課\)](#)

規 則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（インターナショナル）及び先頭固定競走（オリジナル）」に改める。

第二十四条第三項第二号を次のように改める。

二 先頭固定競走（インターナショナル）

第二十四条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 先頭固定競走（オリジナル）

第四十九条第五号中「競技規則」の下に「第四十二条、第四十四条、」を、「第四十九条の下に」（競技規則第四十五条において読み替えて準用する場合を含む。）「を、「第五十条」の下に「（競技規則第四十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第六号中「第四十八条の二」の下に「（競技規則第四十五条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

自転車競走競技規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十一号

自転車競走競技規則の一部を改正する規則

自転車競走競技規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

「第四章から第七章まで 削除

目次中

第八章 先頭固定競走（第四十六条 第五十七条）」

「第四章から第
第七章 先頭
第八章 先頭

六章まで 削除

固定競走（インターナショナル）（第四十一条 第四十五条）に改める。

固定競走（オリジナル）（第四十六条 第五十七条）」

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「（以下「競輪」という。）」を「の競技」に改める。

第四章から第七章までを次のように改める。

第四章から第六章まで 削除

第二十条から第四十条まで 削除

第七章 先頭固定競走（インターナショナル）」

（先頭固定競走（インターナショナル）」

第四十一条 先頭固定競走（インターナショナル）は、先頭誘導選手（以下「先頭員」という。）を助走させた後に競走選手（先頭員以外の出走選手をいう。以下同じ。）

を発走させ、先頭員に競走選手を第四十四条に規定する退避区間まで誘導させる競走とする。

（先頭員の助走開始）

第四十二条 先頭員は、助走開始位置（発走線から自転車の前輪前端までの距離が百メートル以上後方の位置をいう。）につき、審判委員の指示に従い、助走を開始しなければならない。

（発走合図）

第四十三条 審判委員は、発走位置についた選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」を発声し、次いで先頭員が発走線に到達すると同時に号砲により発

走の合図をしなければならぬ。

(誘導の方法)

第四十四条 先頭員は、退避区間(競走路が一周五百メートルの場合にあつては最終周回の前回の第四コーナーから最終周回の第一コーナーまでのホーム・ストレッチの間をいい、競走路が一周四百メートルの場合にあつては最終周回の前回の第二コーナーから第三コーナーまでのバック・ストレッチの間をいう。)に到達するまで、原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員が指示する走行方法により、競走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障その他のやむを得ない理由により誘導することができなくなつたときは、誘導を中止しなければならない。

(準用規定)

第四十五条 第五条、第七条から第十九条まで、第四十七条、第四十八条の二から第五十条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十六条(第一項第一号を除く。)及び第六十三条(第十条から第十七条まで及び第五十一条の規定に係る部分に限る。)の規定は、先頭固定競走(インターナショナル)について準用する。

この場合において、第四十九条第一号中「第四十八条第一項本文に規定する標識線」とあるのは「第四十四条本文に規定する退避区間」と、同条第二号中「第四十八条第一項ただし書」とあるのは「第四十四条ただし書」と、同条第三号中「前条」とあるのは「第四十五条において準用する前条」と、第五十二条第一号中「第四十八条第一項ただし書」とあるのは「第四十四条ただし書」と、同条第二号中「第四十八条の二」とあるのは「第四十五条において準用する第四十八条の二」と、第五十六条第一項中「それぞれの発走位置」とあるのは「発走位置及び第四十二条に規定する助走開始位置」と、「改めて発走」とあるのは「改めて先頭員を助走させた後に競走選手を発走」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十五条において準用する前項」と読み替えるものとする。

「第八章 先頭固定競走」を「第八章 先頭固定競走(オリジナル)」に改める。
第四十六条を次のように改める。

(先頭固定競走(オリジナル))

第四十六条 先頭固定競走(オリジナル)は、先頭員を競走選手と同時に発走させ、先頭員に競走選手を第四十八条第一項に規定する標識線まで誘導させる競走とする。

第五十七条中「先頭固定競走」を「先頭固定競走(オリジナル)」に改める。

第六十六条第一項第六号中「先頭固定競走」を「先頭固定競走(インターナショナル)」及び先頭固定競走(オリジナル)」に、「誤まつて」を「誤つて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十二号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(知事が必要と認める図書)

第一条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。第四条において「省令」という。）第四十一条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類

- 三 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の登録建築物調査機関が作成した法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- 四 その他知事が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

(申請の取下げ)

第二条 法第五十三条第一項の規定による認定の申請又は法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、様式第一号の申請取下書を知事に提出しなければならない。

(報告)

第三条 法第五十五条第一項の認定建築主は、次の各号に掲げる場合において、法第五十六条の規定により低炭素建築物の新築等の状況について報告を求められたときは、当該各号に定める様式により報告しなければならない。

- 一 法第五十六条の低炭素建築物の新築等に係る工事が完了した場合 様式第二号の工事完了報告書

二 前号に掲げる場合以外の場合 様式第三号の状況報告書

(取りやめる旨の申出)

第四条 法第五十六条の低炭素建築物の新築等を取りやめようとする法第五十五条第一項の認定建築主は、様式第四号の取りやめ申出書に省令第四十三条第一項の規定による通知に係る書面（法第五十五条第一項の変更の認定を受けた者にとっては、省令第四十六条において準用する省令第四十三条第一項の規定による通知に係る書面）を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

申 請 取 下 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり申請を取り下げます。

申 請 の 種 類	認定申請 ・ 変更認定申請
申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係る建築物の位置	
取 下 げ の 理 由	
備 考	

※ 受 付 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

低炭素建築物の新築等に係る工事が完了したので次のとおり報告します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	
認定建築主の氏名 又は名称	
工事完了の年月日	年 月 日
工事が完了したことを確認 した建築士（工事施工者） の氏名、住所及び登録（許 可）番号	
備 考	

※ 受 付 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略
することができます。

様式第3号（第3条関係）

状 況 報 告 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

低炭素建築物の新築等の状況について次のとおり報告します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	
認定建築主の氏名 又は名称	
報 告 の 内 容	
備 考	

※ 受 付 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第4号（第4条関係）

取 り や め 申 出 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

低炭素建築物の新築等を取りやめたいので次のとおり申し出ます。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	
取りやめの理由	
備 考	

※ 受 付 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

告 示

埼玉県告示第六百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 太陽

三 代表者の氏名

石川 千枝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市北野二丁目七番二十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者（児）等に対し、支援事業を提供し、誰もが地域で豊かに暮らせるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人夢塾

三 代表者の氏名

村田 清弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市新富町一丁目九番地六（ライオンズプラザ本川越千百四号室）

五 定款に記載された目的

この法人は、東日本大震災の被災地域（以下単に「被災地域」という。）において、マラソン大会をはじめとするスポーツイベント等を開催して被災地域の状況を訴える機会を作ること、並びに除染作業等を行い環境の改善等を図ること、並びにカウンセリング活動及び保健又は福祉に関するセミナー等を開催して被災地域の人々の心のケア及び被災地域のコミュニティの活性化を図ることに由り、被災地域の復興を後押しし、もって被災地域の人々が等しく夢を叶える機会を作することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 A' P E A L 研究所
- 三 代表者の氏名
肥後 好子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市北有楽町二十一番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、自己啓発の姿勢を身につけ、情操豊かな人間性の成長を目指す者に対し、教育・指導やワークショップを実施するとともに、それを行うための教材開発研究を行い、日本の教育に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きらきら
- 三 代表者の氏名
楠 正憲
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市児玉町蛭川九百十五番地十二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、保育を必要とされる小学校児童に対し、放課後及び学校休業日等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を援助することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
競輪用音声サービス装置及び審判業務システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部県営競技事務所事業運営担当 埼玉県さいたま市南区沼影1丁目
10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年10月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本トーター株式会社 東京都港区港南2丁目16番1号
- 5 契約金額
49,476,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第千六百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人観光立国日本の創造

三 代表者の氏名

水 町 陽 一

四 主たる事務所の所在地

（変更前）東京都中央区新川二丁目二十一番十五の千五

（変更後）埼玉県さいたま市緑区東浦和四丁目十八番地十九

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の経済力から判断すると、国際社会において、外国人旅客数が極めて低水準である事に対して、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（平成九年八月二十五日運輸省告示第五百三十六号：最終改正平成十七年八月十二日国土交通省告示第八百七十号。）」に基づき、訪日外国人旅客に対応する為に必要となる「各種国内観光関連事業の整備」について、国及び各都道府県並びに各市町村の連携強化、地域産業の発展・再生及び雇用環境の整備、全国を網羅する「観光産業ネットワーク」構築、情報案内施設の整備としての「インターネット等のパソコンネットワーク」網の整備等に関する事業を行い、「各都道府県観光局・課等及び各市町村観光課等」への協力を通じ「各地域社会の発展及び観光産業の発展に寄与する」ことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款、役員名簿並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月四日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人国際環境フォーラム

（変更後）NPO法人小鹿の夢

三 代表者の氏名

石 川 雄 志

四 主たる事務所の所在地

（変更前）東京都渋谷区恵比寿一丁目十三番十 三百三号

（変更後）埼玉県秩父郡小鹿野町河原沢七百六十七

五 定款に記載された目的

（変更前）本会は、環境問題に関心の高い会員相互の協力により、環境改善・環境保全に関する幅広い分野で、調査研究、各種講演の主催、教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に助言又は支援・協力をを行い、環境改善に向けた活動・人材育成を推進し、もって環境保全、国際協力、社会教育等の公益の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）本会は、障害者及び高齢者に対し、障害者自立支援法に基づき障害福祉サービス事業を行い、社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百五十八号

熊谷市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー朝霞店

埼玉県朝霞市泉水三丁目二千百七十五番一号外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

健栄商事株式会社 代表取締役 高橋健一

埼玉県朝霞市三原五丁目三番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十五年七月二十七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千六百六十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二九立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年十一月二十六日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月七日から平成二十五年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月七日から平成二十五年四月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業小島地区（畑地帯総合整備事業）の換地計画を平成二十四年十二月三日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十四年十二月十日から

平成二十五年一月十五日まで

二 縦覧場所

熊谷市役所

告示

埼玉県告示第千六百六十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区間
県道	東松山停車場線	埼玉県東松山市箭弓町五二九六 一〇番 地先から 埼玉県東松山市神明町五三二八 三番 地先まで

告示

埼玉県告示第千六百六十二号

平成二十四年十一月四日執行の草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙において、宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人を土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三十五条第四項の規定により次のとおり決定したので、同条第五項の規定により公告する。

なお、宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の当選人がなかったので、同令第三十八条の規定により併せて公告する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県八潮市大字大曾根三百四十八番地	昼間 竹雄
秋田県秋田市御野場七丁目一番二十一 三 一 二号	京極 利美
東京都足立区島根一丁目九番六号	杉本興業株式会社
埼玉県八潮市大字古新田五百八十七番地三	菊地 治
埼玉県八潮市大字浮塚四百二十六番地	星野 正敏
埼玉県八潮市八潮七丁目三十五番地十五	小倉 孝義
埼玉県八潮市大字古新田五百七十四番地二	三ヶ島 義雄
埼玉県八潮市大字圀百十五番地	鈴木 留喜
埼玉県八潮市大字圀四百三番地	小澤 正美
埼玉県八潮市大字圀四百五十五番地	小澤 榮三
埼玉県八潮市八潮七丁目三十一番地三	大山 勝示

二 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の当選人
当選人なし

告 示

埼玉県告示第千六百六十二号

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化

経済産業省

の促進のために誘導すべき基準（平成二十四年国土交通省告示第百十九号） 第

環境省

二に規定する知事が認めるものは、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号）第二十条第一項の規定による特定建築物環境配慮計画の作成に係るCASBEE埼玉県（知事が別に定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法をいう。）による格付がS又はAのものとする。

平成二十四年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年十一月二十八日

指令越建セ第二四〇〇〇六二号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月四日

越建セ第四四九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎九百四十六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市備後東一丁目二十五番十二号 パルティール二〇一

小倉 佳之

告 示

埼玉県病院事業告示第四十八号

平成二十四年十一月九日埼玉県病院事業告示第四十一号（埼玉県立がんセンター）で使用する電気に関する入札公告）は、不調とする。

平成二十四年十二月七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

正 誤

埼玉県告示第千五百九十九号（平成二十四年十一月三十日第二千四百四十六号）

中訂正

ページ 表中

二

誤

別紙のとおり。

正

別紙のとおり。

誤

松原パートナーズ心臓・血管クリニック	医療法人心臓血管パートナーズ	草加市栄町2-11-9松原ツインタワービルA棟4階	平成24年10月5日
川越西口眼科	早瀬 一 眞	川越市脇田本町1-7川越西口ビル5階	平成24年10月1日
大島内科クリニック	大島 祥 男	戸田市上戸田2-1-15	平成24年11月1日

正

松原パートナーズ心臓・血管クリニック	医療法人心臓血管パートナーズ	草加市栄町2-11-9松原ツインタワービルA棟4階	平成24年10月5日
大島内科クリニック	大島 祥 男	戸田市上戸田2-1-15	平成24年11月1日